

市立保育所・こども園の児童等が新型コロナウイルスに感染し、又は濃厚接触者と確認された場合の対応について、おおむね次のように実施する。

## 1 対応の流れ

- (1) 児童が保育中に体調不調を訴えた場合
  - ・ 保護者に連絡し、できるだけ早く迎えを依頼する。
  - ・ 当該児童は、別室で待機させる。
  - ・ 保護者に引き渡す際に、医療機関の受診を依頼する。
  - ・ PCR 検査を受けることになった場合、その時点で必ず園に連絡を入れていただくよう依頼する。
- (2) 児童が濃厚接触者と判断された場合
  - ・ 当該児童に対しては、患者と最後に接触した日を 0 日として 14 日目まで、登園回避を要請する（当該児童の PCR 検査結果が陰性であった場合も同じ）。
  - ・ 当該児童は、朝夕の体温確認、症状出現の有無の確認等、健康観察を家庭に要請する。
- (3) 児童が PCR 検査により新型コロナウイルス感染症陽性と判明した場合
  - ・ 当該児童については、治癒するまでの間、登園回避要請又は学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとる。
  - ・ 園においては、PCR 検査が必要となる濃厚接触者等の特定のための疫学調査（行動調査）の対応準備を行うとともに、行動範囲を意識した消毒作業を速やかに実施する。
  - ・ 園は、次のいずれかに該当する場合を除き、原則として開園を継続する。
    - ① 保健所による濃厚接触者の特定が完了していないとき
    - ② クラスターの発生等が認められるとき
  - ・ 保護者に対しては、臨時休園の有無を含め、速やかに現下の状況をメール等により情報提供する。
  - ・ 保健所の疫学調査（施設調査）の結果、当該児童の濃厚接触者と特定された児童又は接触者として PCR 検査が必要と判断された児童（※）に、PCR 検査を実施する。  
（濃厚接触者については、(2)により対応する）

### （※）陽性者の「接触者」として、PCR 検査対象となるケース

園内において陽性者と濃厚には至らない程度の接触がある等の状況から、保健所により PCR 検査が必要とされた場合等について、以下の対応を行う。

- 保健所の指示の下、園（又は保健所）から対象者へ連絡を行い、PCR 検査を実施する。
- 検査結果が判明するまでの間、登園自粛要請又は学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとる。
- 検査結果が「陰性」であった場合は、翌日から通常どおり登園可能とする。

## 2 児童の家族等が感染した場合又は濃厚接触者と特定された場合

- (1) 児童の家族等に感染が確認された場合  
当該家族が送迎等で園に立入していた場合は、疫学調査（行動調査）を行う保健所との協議等により対応を決定する。

(2) 児童の家族等が濃厚接触者と判断された場合

濃厚接触者と判断された方は、保健所の指導による自宅待機の対象となるが、濃厚接触者の家族である児童は、保健所における健康観察の対象外であり、通常的生活となることから、児童への過度の対応（登園を断るなど）がないように留意する。

### 3 園の職員が感染した場合又は濃厚接触者と特定された場合

1 に準じて対応する。

「接触者」と判断された場合も同様。

### 4 その他

(1) 児童やその同居の家族が、PCR 検査を受けることとなった場合、濃厚接触者と特定された場合は、速やかに園にも連絡していただくよう、あらかじめ保護者に依頼しておく。

また、連絡を受けた内容は速やかにこども保育課に第1報として報告する。

（ただし、職場等で発生したため、当人は非濃厚接触者かつ無症状であるにもかかわらず、検査を受けることになったケースの場合は、こども保育課への報告は不要）

(2) 休園措置となった場合も、必要やむを得ない保育ニーズがある場合については、消毒を完了した当該園において、濃厚接触者でない職員・児童による段階的な保育の再開を検討する。

(3) 感染者や濃厚接触者等に対する偏見や差別が生じないように、十分に配慮する。

なお、児童に感染が確認された場合に市が公表する個人の属性情報は、次の4情報に限定されているため、その範囲を超えて情報が外部に漏れることがないように十分注意すること。

年 代	10 歳未満
性 別	女
居住地	姫路市内
職 業	児童

※園名及びクラス名も公表されないことに留意

(4) 登園回避要請や出席停止、臨時休園によって教育・保育が提供されない日が生じた場合の保育料及び副食費については、日割り計算等で減額する。

（接触者として PCR 検査が必要と判断され、その結果が判明するまでの間、登園自粛を行った場合も同様とする）